



2014年4月28日(月)第123号

国連経社理特別協議資格NGO
国際人権活動日本委員会
〒170-0005東京都豊島区南大塚
2-33-10 東京労働会館 1F
tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431
e-mail:hmrights@yahoo.co.jp

自由権規約第6回日本審査

7月15日(火)、16日(水)に確定! - レポートの準備と審査傍聴ツアーの取り組み -

自由権規約第6回日本政府報告は2012年4月に提出、国際人権活動に本委員会は2013年3月にカウンターレポートを提出しました。その後、リスト・オブ・イシューに向けたプレセッションが行われ、日本委員会からは「日の丸・君が代」の強制とたたかう「東京 教育の自由裁判をすすめる会」などが参加し、その後、委員会から日本政府に対しリスト・オブ・イシューが出されました。3月に日本政府から回答が出されました。

審査に向けて、政府報告に対するNGOの最終レポートを準備することになりますが、レポートの提出締め切りは6月13日(火)です。審査傍聴のツアーにご参加ください。募集要項別紙。

NGOが共同の取り組み

「特定秘密保護法」、「ヘイトスピーチ」について共同レポートを提出

政府報告提出とそれに対するNGOレポート提出の段階では浮上していなかった「特定秘密保護法」「集団的自衛権の行使」「教育・教科書へのさまざまな攻撃」など、言論・表現の自由、市民的権利、平和・民主主義にかかわる重大な問題が、安倍政権のもとで次々と出され、審議も十分されないまま強行されようとしています。これらの問題を第6回自由権規約審査にどのようにレポートしていくか、NGOが集まって相談を重ねてきました。そして「秘密保護法」と「ヘイトスピーチ」について賛同NGOの共同レポートとして提出することになり、準備がすすんでいます。



第5回自由権規約審査会場(パレ・デ・ナシオン)

また、4月22日には、NGO共同で、国会議員、マスコミ関係などに呼びかけて、7月の自由権審査のブリーフィングを行いました。

最終レポートについて

今回のレポートは、基本的にはリスト・オブ・イシューに対する政府回答への反論レポートになります。リスト・オブ・イシューに取り上げられていない問題についてのレポートは、カウンターレポートとの重複をできるだけ避け、その後の進展や変化、あるいはその問題の重要性を記述することになります。現在、レポート提出を予定している団体・テーマは、国民救援会(死刑確定者の処遇、代用監獄、公共の福祉、法執行官の教育など)、自由法曹団、治安維持法国賠同盟、東京日の丸・君が代強制反対裁判、障害児の権利、日の丸・君が代強制に関連する個人情報の保護裁判、JAL

不当解雇撤回裁判、教科書検定問題、府川事件国賠訴訟、レッド・ページ被害者、消防職員ネットワークなど準備中です。

当面の日程

第1回代表者会議

・2月26日(水)18時30分～
・東京労働会地下会議室

第2回幹事会

・3月20日(木)18時30分～
・東京労働会館5階会議室

人権規約・条約の審査に全力をあげて取り組もう！～鈴木議長からのコメント

日本は、各条約・規約に備わった個人通報制度をひとつも批准・受諾をしていない。これは人権侵害があっても、個人が救済を求めて国際的な人権機関に訴え出ることが許されていないということ。この遮断による人権の「ガラパゴス化」ともいべき特異な人権環境があらゆる分野に見られる。国際人権条約に対する日本政府の認識の誤りがある。政府は国際人権条約を批准するに際し、既存の国内法との矛盾は予め調整(法の改廃)するので、不一致はないという考え方には立ち、国内法に適合している限り規約にも違反していないとしている。しかし、国際人権規約は人権制約論理との相克のなかで、常にバランスを求めるながら人権尊重を模索し続けている。

日本政府は、国際人権の風を受けず独自の解釈論を保持している。「公共の福祉」のような勝手な人権制約論をふりまわし、人権条約の「審査」の

意味を理解せず、国内法適合審査にすり変えている。憲法と国際人権条約の相互関係についても理解が欠如している。だから審査でも委員会や委員と政府とのすれ違いが当たり前となり、まじめに解決しようとする姿勢が見られない。

国際人権の流れにそって動き出している分野も出てきている。マンションビル配布事件の高裁適用違憲判決、日本人である父と外国籍の母との間に生まれた子の国籍取得を差別する最高裁判籍法違憲判決、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする最高裁判民法違憲判決など、「国際的な社会環境の変化」への意識が垣間見える分野もある。

このように国際人権規約の審査で厳しい「懸念と勧告」を受け続けることにより、「不本意ながら」の変化を示し始めている。法曹に対する国際人権の教育、個人通報制度の実現、法廷における国際人権規約の活用などと合わせて、人権規約・条約の審査にNGOとして全力をあげることが求められている。

国連・人権勧告の実現を！ -すべての人に尊厳と人権を-

1・25 集会とデモに約600名が参加

差別や除外主義など人権問題が山積している日本。国連の人権機関から多くの勧告や懸念が出され、「経済大国だが人権では発展途上国」「国連の勧告をいっこうに聞き入れない」とも言われています。昨年、行われた第3回社会権規約、第2回拷問禁止条約の各審査でも多くの勧告が出されました。繰り返し繰り返し出されている勧告が多いのも問題です。安倍政権は、「勧告に法的拘束力はない」「従う義務はない」との答弁書を閣議決定し、「勧告には罰則はない」と開き直っています。

国連人権NGO・市民団体は、こうした状況を多くの人に伝え、日本政府を動かし、遅れた日本の人権状況を全身させるために、「国連・人権勧告の実現を すべての人に尊厳と人権を」のキャンペーンをすすめようと、昨年12月14日に、実行委員会の発足集会を行い、今年の1月25日(土)には、さらに広く社会に訴えようと集会とデモを行いました。

土曜日の午後、13時30分から代々木公園の野外ステージに約600名が集まりました。大熊ワタルとジンタラムータの、寒さを吹き飛ばすにぎやかな演奏で始まり、沖縄・一坪反戦地主会、「戦争と女性への暴力」アクション・リサーチ



思い思いのプラカードを持ってデモ行進 写真/安原桂子

・センター、障害者インターナショナル日本会議、移住労働者と連帯する全国ネットワーク、放射能から避難した福島避難者こども健康相談会、「高校無償化」から朝鮮学校排除問題、などが発言し、日本委員会関係では新井史子さん(「日の丸・君が代」強制反対について)が発言しました。実行委員会の海渡雄一さんは、12月6日に成立した秘密保護法廃止に向けてのたたかいを力強く訴えました。

集会後、ジンタラムータの演奏をはさみながら渋谷の街をデモ行進。「国際人権が少しほは市民の耳に届いたなら、うれしいな！」と思いま

シンプルな原則論と理論的な分析が心を捉えた

「日本は中世」発言のドマ拷問禁止委員が来日

小池振一郎さんのブログより

昨年5月、国連拷問禁止委員会（ジュネーブ）で、日本の刑事司法を称して、「まるで中世のようだ」と指摘したドマ委員（モーリシャス最高裁元判事）が、日弁連の招聘で来日した。

この「中世」発言を捉えて、上田人権大使が、審査の最後の挨拶で「『中世』ではない。日本はこの分野では最も先進的な国のひとつだ」と開き直り、会場の失笑を誘い、これに怒って、「なぜ笑う。シャラップ！」と叫び、顰蹙を買った。上田大使は、昨年9月退任した。

来日したドマ委員には、代用監獄、取調べ、死刑、慰安婦問題などについての拷問禁止委員会から日本政府に対して出された勧告をどう活かすか、お話しをいただいた。

3月4日午後5時半～8時、弁護士会館で行われた集会でのドマ委員のスピーチと、3月6日午前12時～午後2時 参議院議員会館での講演のエッセンスを紹介する。なお、詳細は日弁連のホームページに掲載されている。

シンプルな原則論と理論的な分析 3月4日のスピーチ

全世界の裁判官相手に研修活動しているドマ委員だけに、その話は広く、深く、心を打つものであった。「人間は生まれた時から人権をもっている。それは、憲法も、法律も奪うことができない」「民主主義国での権力の行使には、適切な法律、ルールが必要。国の全員がその原則を予見できるようにならなければならない。」

これらは、まるで今の日本の憲法論議を連想させる。安倍首相に聞かせたい。取調べと自白を偏重する日本の刑事司法について、「まるで中世のようだ」と審査で指摘したドマ委員は、日本の代用監獄における長時間、長期間の取調べに関連して、「真実はあまりにも熱心に追及すると、とんでもないコストがかかることになる。それまでの実績が台無しになる。真実は、賢く追及すること。リーズナブルに追及すること。それは既に1986年の文献に書かれてある」と断言した。リーズナブルでない取調べは、古い、前近代的だということであろうか。

ドマ委員のシンプルな原則論と理論的な分析は、会場の心を捉えた。そして、「世の中の変化を起こすのは専門家である。専門家の責任を放棄すると変化が起らなくなる。専門家が退廃してはい

けない」との言葉は、弁護士たちに対する激励と受け止めた。

「死刑廃止を検討するように」「取調べ時間を規制するように」「取調べに弁護人を立ち会わせるように」「全面可視化するように」といった拷問禁止委員会の勧告については、今年5月31日までに、日本政府にフォローアップの情報提供が求められている。そこで、少しでもいい情報がドマ委員たちに提供できるよう、私たちが力を合わせていかなければならない。

日本にすぐやってほしいことは拷問への対処 3月6日の講演

3月6日、参議院議員会館で行われた院内集会でのドマ委員の講演のエッセンスを紹介する。

- ・日本は、技術など先端をいっているが、法制度はそうでない。代用監獄に23日間も留置するのは長過ぎる。人を拘束することから間違いが起きやすくなる。人間の意思を封じ込める限度は4日間、重罪は別として。それ以上だと、死ぬ方がましだと思うようになる。
- ・拘禁されている被収容者に対しては、弁護士、家族、医師へのアクセスが保障されなければならない。人間は社会的動物。社会性を奪っては動物になる。品位を傷つけてはならない。<注一 品位を傷つけるような精神的苦痛を与える行為も「拷問」であり、長期間の拘禁は、それ自体が「拷問」である>
- ・日本では、被疑者から供述を取り、そこで証拠をとろうとするが、そのやり方はよくない。他の証拠収集方法があるはず。黙秘権行使しても、供述なしで立件できる。
- ・日本にすぐにやってほしいことは、拷問への対処である。ヨーロッパには拷問が存在したが、それは「中世」の時代だ。拷問では真実にたどりつかない。真実から遠ざかる。それで、ヨーロッパでは、拷問から離れ、代替手段を見出した。拷問の替わりに、法医学、DNAなどの代替手段がある。他国では機能しているのに、日本で機能できないわけがない。
- ・歴史の教訓としては、どの国も残虐的な行為をして生き残った国はない。すべて崩壊した。文明を文明的なものにする。民主主義を民主化すること。文明とは、生き残ることではない。生き残るためにどういう方法を選択するのか、拷

問する野蛮人として生き残るのか、拷問しない
文明人として生き残るのか」。

質疑応答の場で、私は、拷問禁止委員会が日本に対して、「取調べ時間の長さについて規定を設け、その不遵守に対しては適切な制裁を設けること」と、1回目の審査と同じく2回目の審査でも勧告しているが、拷問禁止委員会としては、1日の取調べ時間の長さについて、どの程度まで許容されるというイメージなのか、と質問した。ドマ委員は、「2時間取調べて、休憩する。それをきちんと記録する。お茶や、昼食後、また2時間取調べて終わり。夜の取調べは絶対にダメ。1日、4~5時間の取調べで充分」と答えた。

ドマ委員は、「世界史の中でアジアが目覚めるためには、日本が目覚めること。日本は、そのトップランナーでいてほしい。日本のシステムが抑圧的とは思わないが、文化風土の問題がある。それは運用で改善できる。微調整すれば、トップランナーになる」と激励した。彼は、日本法を大学でも教えており、日本の憲法を含めてよく知っている比較憲法学者であり、きわめて見識のある法律家、学者であることが、今回の来日でよくわかった。

「日本の閉鎖性」に、ドマ委員のアドバイス

ドマ委員は、日本に滞在中の3日間に、外務省、警察庁、法務省を表敬訪問し、東京拘置所、原宿警察署を視察した。「日本のどこが中世か、よく見てほしい」との皮肉な挨拶を受けて、「技術的には先進国だが、ただ一つ、刑事司法が遅れている」と切り返し、「捜査と人権のバランスをどうとるかは、世界的な問題である。立場の違いがあつても、バランスをとるべきという点では一致している」「日本は、国際法と国内法の分離がある。国際法と国内法を一致させるべき」と、相手にフィットした的確で紳士的挨拶に感心した。

東京拘置所には、予め、刑場と死刑確定者の居室の視察を要望していたが、応じられなかった。ドマ委員は、施設の責任者に「刑場はどうなっているのか」「死刑の執行はどのようにするのか」と穏やかに質問したが、一見すればわかることなのに視察できなかったのは残念だった。原宿署でも留置場は見せられたが、取調室は見せられず、説明もなかったようだ。超近代的設備であるが、ソフト面が問題であるとの認識をもったようだ。

ドマ委員としては、弁護人との面会、医療アクセス、家族との面会など、被疑者の権利が本当に守られているかを知りたかったようだが、説明がなかった。ドマ委員は、精神疾患の死刑確定者に



講演するドマ委員 撮影/塩田哲子

対する「独立した検討を確実に行うこと」との勧告は、独立した医師が診察する医療検査システムを求めるという意味であるという。

翌日の記者会見で、東京拘置所の感想を聞かれ、「超近代的施設であり、所内に病院がある。印象としては、3つ星のホテルに匹敵する」と言いつつ、「新しい近代的なシステムだが、（施設を動かす）人が古いやり方で、新しいシステムに人が追いついていない」とも語った。さらに、死刑について、「なぜ、1年も、10年も、20年も、30年も執行期日を伝えないのか、それこそが拷問。執行が両親にも知らされないことをどのように説明するのか。それで『心の平安』といえるのか。死後に初めて知らされるのも、拷問」と語った。

国連条約機関の委員に対してさえ公開しないことの弊害をどう考えるか、日本政府は深刻に反省してほしい。この閉鎖性に対しては、「司法に携わる法律家たちが、ドアが開くまでノックし続けること。日弁連などがさらに努力していくこと。報道も重要な役割である」と、記者会見で貴重なアドバイスをくれた。

最後に、上田大使の「シャラップ」発言についての感想を聞いたところ、「びっくりしたが、日本の問題点が明らかになってよかったです」と紳士的な対応。なぜ「中世」か、との問い合わせに対しては、日本の23日間の拘禁システム、代用監獄、防声具などであるが、改善されるべきという意味で「中世」とのこと。「中世」論は、民主主義論にまで発展し、「民主主義は手間がかかる。しかし、今までのシステムよりはいい。なぜなら、今までのシステムはすべて亡びた。緊張があり、意見の対立があることは悪いことではない。ディスカッションすることによって、より良い結論に到達する」。

司法の独立については、「独立した研修機関が必要。研修を受けて、裁判官が孤独でなくなることにより、真の独立へと進む。法医学者の訓練も必要だ」と語った。

第110回国連人権理事会

前田朗さん三つのテーマで発言

3月11日（火）「人権と環境特別報告者の報告書」をめぐっての審議で発言

特別報告者（アナンド・グローバー氏）の報告を歓迎する。今日は東日本大震災から3年目。昨年9月、神奈川にいる福島からの避難者が原発災害を訴えて横浜地裁に提訴した。事故から3年後、今も多くの人々が国内避難民状態で、故郷に帰れない。政府と東電は金もうけしか考えていない。2012～13年、市民による民衆法廷は、福島、広島、大阪、東京などで公判を開き、13年7月21日に判決を出した。判決は、原発事故災害と人権に関する国連特別報告者を設置するよう提案した。日本政府は被災者を汚染地帯に帰らせようとしている。被災者の人権（生命権、健康権、子どもの権利）が侵害されている。海洋汚染が続いているが政府は無策。特別報告者は福島の状況を調査してほしい。前田さんの後、ヒューマンライツ・ナウが「フクシマの被災者の権利が侵害されている」ことを訴えた。

3月14日（木）「一般討論」で「慰安婦」問題について発言

議題3の一般討論には、世界中のNGOが集まって発言する。11時半から16時まで休みなしで約80のNGOが発言した。80のうち、日本関連は4つ。「慰安婦」問題に関連し、国際メモリアルデーの運動を紹介する。1991年8月14日、金学順さんが日本軍性奴隸制の被害者だったことを初めて証言した。そのほかのアジアの生存者も半世紀の沈黙を破り、日本による性奴隸制の実態を明るみにだし、世界の武力紛争下における性暴力被害者を励ました。しかし、日本政府は法的責任を認めず、真相

究明も怠り、国連人権機関からの勧告を拒否している。安倍首相は慰安婦強制の証拠はないと言い、侵略戦争について謝罪する立場はとらないと述べ、侵略戦争を正当化する靖国神社に参拝した。私たちは、昨年8月に最初の慰安婦メモリアルデーをもち、国際メモリアルデーを目指している。中国、韓国、朝鮮にこの運動への協力を要請する。

「慰安婦」問題については、第2次大戦下のオランダ領東インド（インドネシア）の収容所で、日本軍による虐待の被害者であるアドリアンセン・シュミットさん、中国のNGO「平和・軍宿中国人協会」の女性が、「日本政府は南京大虐殺と「慰安婦」について謝罪し、歴史的責任をとること。靖国参拝をやめること。アジア各国の被害者の感情を逆なですることをやめること。教科書と歴史の改ざんをやめること」と発言した。

3月19日（水）「マイノリティ・フォーラム審議」で、ヘイト・スピーチを訴える

3月8日、浦和レッズの試合で「japanese Only」という横断幕が掲げられた。自分たちの聖域に外国人は入るなという意思表示だ。また、東京周辺の36図書館で「アンネの日記」が282冊破られた。日本では在住コリアンに対するヘイト・スピーチ・デモが悪化している。右翼デモはコリアンを「ゴキブリ」と呼び、「日本から追い出せ」「コリアンを殺せ」と叫んでいる。2012年、国連人権理事会の普遍的定期的審査で、日本にヘイト・クライム法をつくるよう勧告した。しかし、日本政府はヘイト・クライム、ヘイト・スピーチを表現の自由と称して何の措置も講じていない。

2014年度役員体制

議長	鈴木 亜英	現	自由法曹団
代表委員(常任)	菅野 亨一	現	治安維持法国賠同盟
代表委員(常任)	吉田 好一	現	出版労連OB
代表委員	伊藤 潤一	現	東京地評議長
代表委員	中井 文一	現	電力産業労働者大阪センター
代表委員	新倉 修	現	青山学院大学教授
代表委員	橋本 佳子	現	自由法曹団・元議長
代表委員	前田 朗	現	東京造形大学教授
代表委員	中村 伸朗	現	国民救援会大阪本部
代表委員	藤浦 祐介	現	全学連委員長
事務局長	松田 順一	現	元エール・フランス争議団
事務局次長	山口 弘文	現	元東京地評

事務局次長	上野 節子	現	出版労連OB
事務局次長(会計)	大坂 正	現	電力東京連絡会
幹事	菊池 光男	現	東京地評
幹事	福地 春喜	現	元国金発展会
幹事	加藤 益雄	現	全日本年金者組合
幹事	吉田 典裕	現	出版労連
幹事	山口 文昭	現	元新聞労連
幹事	本多ミヨ子	現	首都圏移住労働者ユニオン
幹事	曾我 善雄	新	全医労本部
幹事	矢田部敏夫	新	東京争議団
幹事	安並 克磨	現	東京争議団
幹事	生江 尚司	新	日本国民救援会
会計監査	大谷 邦孝	現	銀行産業労働組合
会計監査	鳴海 匠子	新	元芝信用金庫従業員組合

前号（122号）からの活動日誌

2月12日 院内学習会「共謀罪創設反対」
2月13日 日弁連人権研究会「国際人権法からみた日本の刑務作業の現状と課題」
2月15日 公開講演会「止めよう戦争する国づくり」
2月20日 院内集会「秘密法」
2月25日 自由権審査に向けた打ち合わせ
2月26日 第1回代表者会議
2月28日 第17回人権コンサルテーション（最終回）
3月4日 日弁連人権セミナー「拷問禁止委員ドマさんを迎えて」
3月5日 学習会「秘密保護法」
3月6日 院内集会「ドマさんを迎えて」
3月8日 学習会「集団的自衛権と秘密保護法」
3月9日 脱原発大集会・国会周辺デモ
3月12日 学習会「駐日英国大使、EU代表を迎えて死刑について」
3月15日 脱原発集会・銀座デモ

3月18日 国民救援会 第67回解放運動無名戦士合葬追悼会
3月20日 第2回幹事会
アンド・グローバーさんを迎えて院内集会
3月22日 治安維持法国賠同盟「女性の集い」
3月25日 院内集会「取調べの可視化」
3月27日 裕田事件「再審開始・釈放」決定
4月1日 自由権規約審査に向けたNGO会議
4月2日 自由権規約レポート打ち合わせ
高校無償化裁判第1回口頭弁論
4月7日 秘密保護法廃止国会前集会・院内集会
4月8日 集団的自衛権解釈改憲を許さない集会・デモ
4月10日 派遣法院内集会
集団的自衛権と憲法
4月12日 秘密保護法阻止へ！全国交流集会
4月19日 市民憲法口座 教育
4月22日 第2回代表者会議
自由権規約審査NGO記者ブリーフィング

掲示板

<裁判傍聴>

明治乳業争議中労委調査
・5月15日(木) 10時～
・東京都中央労働委員会
JAL都労委命令裁 5月19日(月) 13時10分
東京地裁527号法
JAL客室乗務員不当解雇裁判判決
・6月3日(火) 15時～・東京高裁101号法廷
JAL乗員組合不当解雇裁判判決
・6月5日(木) 13時30分～・東京高裁101号法廷

<集会・シンポ・イベント>

憲法集会＆銀座パレード 生かそう憲法 輝け9条/
日本を戦争する国にするな 集団的自衛権行使反
対 東アジアに平和を
・5月3日(土) 13時～(入場は12時30分から)
・会場 日比谷公会堂
秘密保護法国際シンポジウム 米安全保障専門
家が語る知る権利と秘密保護のあり方
・5月10日(土) 17時～20時・弁護士会館クレオ
・講演 モートン・ハリス氏(アメリカの安全保障の専
門家)・西山太吉さんとの対談
教科書に真実と自由を！5・23みんなのつどい
～今、憲法と教育があぶない～
・5月23日(金)18時30分～・新宿区牛込区民ホー
ル・内容 トークセッション、リレートークなど
障がい児の人権を国際水準に！ <国連に障がい

秘密保護法廃止までがんばろう！



児の権利を訴える会>発足集会

・5月31日(土) 18時～20時・東京ボランティ
アセンター会議室A・会の設立趣旨と「国連レポー
ト」の説明、講演、報告、発言、意見交流など。
安倍にNO！ファシズム国家はごめんだ 6・1集会
・6月1日(日) 13時30分～
・東京市民活動ボランティアセンター会議室
・講演 佐野通夫さん(教育学研究者)、辛淑玉さん
・資料代 500円
・教育無償化のUターンは許さない！
・学費をさげて奨学金は給付に 請願署名提出集会
・6月4日(水) 15時30分～17時
・衆議院第1議員会館 第4会議室
九条の会東京のつどい「戦争する国ゴメンです」
・6月4日(水) 18時30分～・中野ゼロ大ホール
・スピーチ 孫崎 享さん、青井未帆さん、小森陽一さ
ん他・参加費 999円